

**神戸大学医学部保健学科看護学専攻・  
保健学研究科看護学領域同窓会（さつき会）  
規約**

**第1章 総則**

**第1条（名称）** 本会は、神戸大学医学部保健学科看護学専攻・神戸大学大学院保健学研究科看護学領域同窓会（通称：さつき会）と称する。

**第2条（目的）** 本会は、就進会に定める設立趣旨に基づき、会員相互の親睦と発展を目的として運営する。

**第3条（事務局）** 本会の事務局は、  
兵庫県神戸市須磨区友が丘7丁目10-2 神戸大学大学院保健学研究科内  
とし、役員会の指定する場所に置く。

**第2章 会員**

**第4条（資格）** 本会の会員資格は、次に定める者とする。

1. 正会員 兵庫県立神戸医科大学附属高等看護学院 卒業生  
兵庫県立厚生女子専門学院看護学科 卒業生  
神戸大学医学部附属看護学校 卒業生  
神戸大学医療技術短期大学部看護学科 卒業生  
神戸大学医学部保健学科看護学専攻 卒業生  
神戸大学大学院医学系研究科保健学専攻看護学分野／看護学領域 修了生  
神戸大学大学院保健学研究科保健学専攻看護学領域 修了生

2. 名誉会員 母校における教育及び発展への功労が顕著で、役員会で推薦された者

**第5条（入会）** 本会への入会は、就進会への入会をもって、自動的に入会となる。

**第6条（退会）** 会員が本会の目的に反する行為を行い、役員会の承認を得たときは会員の資格を失う。

**附則3.** 医学系研究科保健学専攻看護学分野／看護学領域、保健学研究科保健学専攻看護学領域以外の修了生で、看護師・保健師資格を有し、看護学に関連する研究を修めた者も正会員資格を有する。

**第3章 役員**

**第7条（役員）** 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名：本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長 1名：会長を補佐し、必要に応じて会務を代行する。
3. 庶務 2名：本会の会務一般（会員管理、役員会・総会の事務）を担当する。
4. 書記 3名：書記及び会報編集・発刊を担う。

5. 会計 2名：会務にかかわる収入・支出の管理、資産管理を担う。
6. 会計監査1名：会計ならびに資産について監査する。

#### **第8条（役員を選出）**

1. 会長をはじめとした各役員は、総会で選出し、承認を得るものとする。

#### **第9条（役員の任期）**

1. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### **第10条（役員の辞任）**

1. 役員は、正当な理由なく、任期途中で辞任することはできない。
2. 役員が、任期途中で辞任する場合は、役員会で辞任を承認し、後任の役員を選出する。

**第11条（役員解任）** 役員が、心身の不調等により会務の遂行が困難であると認められるとき、もしくは役員たるにふさわしくない行為等があると認められたときに、役員会の議決により解任することができる。

### **第4章 事業**

**第12条** 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. さつき会に関する刊行物（さつき会会報）の発行
2. 会員名簿の管理
3. その他に、第2条の目的を達成するために必要と思われること

### **第5章 会議**

#### **第13条（会議の種類）**

1. 会議は、総会（定例総会、臨時総会）、役員会とする。
2. 本会は、事業の円滑な実施を図るために、目的に応じて委員会、ワーキングチーム等を設けることができる。

#### **第14条（総会）**

1. 総会は、会員をもって構成する。
2. 総会は、本会の議決機関である。
3. 総会は、年1回の定例総会を原則とし、その他必要に応じて臨時総会を開催する。
4. 総会は、会長が招集する。
5. 総会は、委任状を含め、正会員の2分の1以上をもって成立とする。（白紙委任を含む）
6. 総会の議決は、出席者の過半数の同意をもって議決とする。

#### **第15条（役員会）**

1. 役員会は、会長、副会長、庶務、書記、会計、会計監査をもって構成する。
2. 役員会は、本会の要務を審議し、執行する機関とする。
3. 役員会は、会長が必要と認めたとき、または役員からの開催請求があったときに開催する

ものとし、会長が招集する。

4. 役員会は、役員全員の出席（委任状を含む）をもって成立する。

5. 役員会の議決は、役員の過半数の同意をもって議決する。

6. 役員会は、事業の円滑な実施や同窓生の意見を本会の運営に反映させるために、目的に応じた委員会、ワーキングチーム等を設けることができる。

7. 役員会をやむを得ない理由のために出席できない役員は、委任状もしくは委任状に相当するものを作成し、他の役員を代理人としなければならない。

## 第6章 資産および会計

**第16条（資産構成）** 本会の資産は次のものから構成される。

1. さつき会の基金
2. 就進会からの交付金
3. 預貯金ならびに利息

**第17条（資産管理）** 本会の資産は、会計が管理するものとする。

**第18条（前年度収支決算および当該年度予算の審議・報告）**

1. 本会の前年度収支決算は、会計監査後に役員会で審議のうえ、総会で承認を得なければならない。

2. 当該年度予算は、役員会で審議のうえ、総会で承認を得なければならない。

**第19条（会計監査とその報告）**

1. 本会の前年度収支決算は、会計年度終了後約1ヵ月以内に、会計監査を受けなければならない。

2. 本会の前年度収支決算の会計監査について、総会で承認を得なければならない。

**第20条（会計年度）** 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第7章 規約の変更

**第21条（規約の変更）** 本規約は、役員会の議決を経て、総会の承認を得なければ変更することができない。

**附則1.** 本規約は、平成26年度のさつき会総会承認時点より実施する。

**附則2.** 本会の役員会は、保健学研究科に所属する教員以外の卒業生・修了生を含んで構成されるよう努力するものとする。

## 改正の記録

- ・平成26年2月21日 規約を全面的に見直し、規約（改正案）を草稿
- ・平成26年6月25日 さつき会総会において、規約（改正案）は賛成多数にて承認された